

平成21年第16回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年8月21日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄  
同 委員 外松 和子  
同 委員 青木 真佐枝  
同 委員 加藤 一夫  
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

新練馬区基本構想素案について

練馬区長期計画素案について

区立小中学校における食育推進事業について

学校応援団サポート講座の実施について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時30分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長

生涯学習部長

庶務課長事務取扱学校教育部参事

学務課長事務取扱学校教育部参事

学校教育部施設課長

同 保健給食課長

河 口 浩

郡 榮 作

高 橋 廣

浅 野 明久

金 崎 耕二

唐 澤 貞信

同	教育指導課長	原田 承彦
同	総合教育センター所長	佐古田 充宏
生涯学習部	生涯学習課長	臼井 弘
同	スポーツ振興課長	櫻井 和之
同	光が丘図書館長	伊藤 安人

傍聴者 2名

委員長

ただいまから、第16回教育委員会定例会を開催する。  
本日は、傍聴の方が2名いらしている。最初にご紹介させていただく。  
それでは、案件にそって議事を進めてまいりたいと思う。  
本日の案件は、陳情1件、教育長報告5件である。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件に入る。  
この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。  
したがって、本日も継続としたいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

(1) 教育長報告

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、新練馬区基本構想素案について、練馬区長期計画素案について、区立小中学校における食育推進事業について、学校応援団サポート講座の実施について、各課長からご報告させていただきたいと思う。

委員長

それでは、報告の および については関連する内容もあるようなので、一括してお

願いたいと思う。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）新基本構想素案について、経緯、位置付け、各章の構成・具体的内容等、今後のスケジュールを説明するとともに、長期計画素案について、経緯、計画の性格、分野別施策の教育委員会に関連する部分の内容、今後のスケジュール等を説明。

委員長

練馬区新基本構想素案および練馬区長期計画素案について、庶務課長から資料1、2に基づいて詳細に説明をしていただいた。それでは、各委員のご意見、ご質問等があったらお受けする。いかがか。

教育長

基本構想素案は、区民の参加を得て決めてきた内容であるので、教育委員として、このことについてなかなか言えない部分がある。今説明があったとおり9月1日から区民と区長との集いでご意見をいただくことになるかと思うが、基本構想素案では、教育委員会がかかわる部分として、分野別の基本政策の時代を担う子供の健やかな成長と文化関係について書かれている。今後教育委員会としてこれらについて、どのように展開していくかということは課題としてあると思う。

昭和52年に策定した基本構想は、昭和60年代を見通したもので、この素案よりはるかに分厚いものであった。今回の基本構想は、20年、30年先のことはどうなるかわからないところもあり、身近なことを区民にわかりやすく示すということとなった。

委員長

ほかにはないか。

加藤委員

基本構想そのものについて意見はない。この基本構想の素案を読んだときに、区民を見据えた現状の実態把握や分析など、特に一例を挙げれば、区の人口動態はどうなっているであろうかという点が気になった。長期計画には、5ページから、10年後の高齢者の割合や子供の数などがある程度記載されているが、基本構想そのものだけを見た場合にはそのような実態等がないので、多くの区民がどう思われるかということが一つある。

また、「みどり30」については、平成18年12月に策定され、平成19年からスタートしたと思うが、計画の半分ぐらい経ったときに、進めてきた中での困難点や、進捗状況、現状の分析などがあると、なお理解しやすいのではないかという感想を持った。

教育長

長期計画のほかに個別計画がたくさんある。今おっしゃった「みどり30」などの個

別計画が、10ぐらいあるのではないか。「みどり30」計画などの個別計画は単独の計画ではあるが、長期計画と連携してなければならない。それぞれの計画の課題等については、当然年度ごとに明らかになる。「みどり30」にかなり予算をかけているが、これからの財政状況を考えると個別計画がそのままできるのかどうかということはある。

#### 加藤委員

この資料を読んで、現状、実態といった情報があるとのお理解しやすいのではないかと教育委員会としてではなく個人的な感想を持ったということである。

4ページの第1章の四角で囲まれた練馬区のめざす10年後の姿について、キャッチフレーズというものなのだろうが、視点があまり定まっていないような印象を受けた。「人とみどりが輝く」というゴジック体のところについて、「ともに築き」というのは、区民とともに築くことを言っているのだろう。「人とみどりが輝く」というところは、文末を「展開します」、「つくります」とし、「区民が」とあるから、区民がそのような活動を展開する、区民がつくるというように読んだらよいかと思うが、「創造都市」と「ふるさと都市」のところでは、これがガラッと変わり、その用語の説明をしていて、その辺にあいまいさが残るような形なのである。そして最後の「ともに築き」というところでは、「いきます」というタイトルになっていて、「次世代へ継承していきます」とあるが、どのような視点から区民に訴えようとしているだろうか。ケチをつけるわけではなく、もう少しわかりやすくできないだろうか。特に「創造都市」と「ふるさと都市」については、目指しているものはあるのだろうか、書き方としてはいかがであろうか。

#### 教育長

下の点線の中の説明にあるように、これはキャッチフレーズである。この四角の中はまだ決まっていない。策定委員会で決められなかった。であるから、「創造都市」と「ふるさと都市」とが同時に掲載されているのである。通常はどちらか1つであるが、それが決めきれなかったで、区民にいろいろお聞きして決めようということである。今の段階ではまだ決定しているものではない。

#### 加藤委員

このようにまとまった冊子になっていると、もうこの案でいくのかと思ったので発言した。

区民主体ということを盛んに繰り返しているので、区民主体の視点で書くということなどをきちっと整理をすればよいのではないかと個人的に思った。

#### 教育長

おそらく、そのような意見が区民と区長の集いやパブリックコメントでも出てくると思う。あくまでも主権者である区民が主体にならなければいけないわけで、それを実現していくことが行政の仕事、議会の仕事である。事前に検討していても、これを受けて非常にいろいろなお意見が出てくる。

昭和52年のときは「緑に囲まれた静かで市民意識の高いまち」というフレーズを使

ったが、それは一人の区民の方から全部出てきたわけではなく、事務的に組み合わせてつくった経過がある。キャッチフレーズは公募せず、案をつくって、これから区民に投げかけようとしているので、難しいところがあると思う。

委員長

ほかにはどうか。

教育長

「子供が楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める」という基本政策のところに関連して、国から保育指針が出て、保育園は保育だけではなく教育についても力を入れていかなければならないこととなり、品川区教育委員会では幼保小一貫教育の導入の検討を始めた。保育指針等について河口部長、説明をお願いします。

学校教育部長

就学前の子供たちに対する教育のあり方が今非常に課題になっている。中教審でもそのような答申が出たし、新しい教育基本法の中にも幼児教育、とりわけ就学前教育については充実をさせていくという方向性が出ていた。この議論の中で、特に保育園の平成12年にできた保育指針を今回大幅に変えて、保育園の中にも教育を取り入れていくという視点を大事にしていくということが保育指針の中に盛り込まれた。

そういう動きを受けて、幼稚園と保育園との連携の問題、あるいは就学前の教育を充実させることを通して幼稚園、保育園と小学校との連携をどうして行くかという課題が最近叫ばれるようになってきた。幼児を取り巻く教育環境が、どこまでこの基本構想あるいは新しい長期計画の中に盛り込まれるかということについて、我々としても非常に注目をしているところである。

委員長

ほかにはどうか。

加藤委員

今のことに関連して、認定子ども園は、練馬区でも2園の私立幼稚園で開園し、全国的には相当の数を展開しつつあるのだが、この辺についての認識はどうなっているのか。基本構想素案等を読んだ限りではそういうものが出てこなかった。

教育長

長期計画素案では、平成26年度までには1900名の受け入れ枠の拡大を計画している。認証保育所の問題もあるし、認定子ども園の問題もあるのだが、それらはまた別途、長期計画を受けて区として、教育委員会も含めて検討する必要があるのではないかと思う。今、河口部長から報告があったように、保育所も保育だけではなくて教育についても取り入れていかなければならなくなったと同時に、幼稚園で現在行っているような小学校に連絡をするような仕組みを保育所でもつくらなければいけなくなったのである。

保育園と幼稚園とはあまり変わらなくなってきたということである。それから、今おっしゃった認定こども園は練馬区でも2園あり、幼稚園に通っている子が、保育的なことも受けるが、練馬の場合には、0～2歳までを対象としたこども園はない。本当は0～2歳を受け入れたいので、0歳、1歳、2歳を入れたこども園をつくるにはどうしたらよいかということは、大きな課題としてある。現状では、その部分については東京都の認証保育園で受けている。

また、幼児期の子供は、幼稚園に行っている子と家庭にいる子と保育所に行っている子とに別れるが、その子供たちへの対応がばらばらでよいのかということがあり、統一的に考える場が必要ではないかということがある。

#### 加藤委員

幼稚園の教育要領が変わり、教育課程の時間外で、預かり保育的なものも教育の延長として考えていくように位置づけが相当強まったのである。今まではそのようなことには全然触れずに、1日4時間を標準としていたが、今度は、その後の何時間かの規定はないが、預かり保育などについて検討するように、保育指針が変わっただけではなくて、幼稚園教育要領のほうも変わり、相互が連携をとるようにつくられてきている。最終的に、教育長がおっしゃったが、子供をいかに育てていくかという問題の中で考えていかなければならなくなったという感じがある。

#### 教育長

練馬区には区立幼稚園は5園しかなく、私立幼稚園は42園あるわけであるが、私立幼稚園に対して区教委がどの辺まで手を入れることができるのかは非常に難しい。特に私立幼稚園については、区長部局から教育委員会に補助執行されているだけで、本来的な権限は区長部局にある。区立幼稚園については教育委員会に権限があるが、私立幼稚園の権限は、基本的には区長部局にあり、教育委員会は補助執行しているので、責任は区長部局にある。この関係から、私立幼稚園42園に対して教育内容などについて区が計画を策定することができるのかということがある。

#### 加藤委員

それはある。学校教育法の改正により、法的には幼稚園は学校であると規定されている。法律の一番最初に幼稚園が規定されたので、そういう点では学校である。また、保育所のことが今話題になっているし、認定こども園のことや預かり保育のこともあるので、非常に狭い視野だけで議論するのは少々危険が伴う。

#### 学務課長

本日提出した資料は、次期長期計画の抜粋版である。全体の計画の中には、区長部局の保育課と私どもの認定こども園とで連携しながら進めているので、保育課所管のところに、就学前の子供の教育を支える待機児解消という視点で認定こども園の定義について具体的な記述がある。計画事業として進め、具体的な数値としても位置づけられているところである。

#### 委員長

先ほど、教育長と加藤委員からも出ていたが、「みどり30」という構想が打ち出されたときに、どれくらい区民に浸透していくのかと思っていた。各学校でそれが子供たちの教育の中に活かされていて、だんだんと子供たちもそれを認識し、自然環境を守りながらみどりを増やしていこうという考えがだんだん浸透してきているという感じがする。これは非常に大事なことかと思っている。

少し別な話になるが、千川を埋めて暗渠にしてしまったので、それを掘り起こしたきれいな水を流して、木を植えて、環境の再生を図れないものかと教育長に話したところ、それは難しいと言われたが、そういうこともできればと私なりに考えたことがある。

#### 教育長

金沢市が暗渠を、フタを外し前のようにした。全部が無理だとは考えてない。

先ほど学務課長は、区長部局と教育委員会とに分けて発言していたが、そうではなく、区として、生まれてから小学校、中学校へ行くまでの間の子供をどういう形で育てていくのかについて、まとめたものが必要なのである。子育て支援計画はあるが、それは教育の分野などはあまり入ってない。待機児解消とは別の行政の重要な仕事である。保育園や家庭や幼稚園にいる子供たちは、みんな小学校に行くので、どういう形で結びつけていくのか、あるいは地域がどうかかわっていくのか、また、教育委員会と区長部局がどうかかわりを持っていくかということが重要な課題となってくる。また、当然保育園では待機児が出てくるだろうから、そのときには子ども園や認証保育所などをどのようにしていくか、認証保育所をどうしていくか。それらの施設でも預かるだけでなく子供の教育もしていかなければいけない。それらの課題への対応をどのように具体化していくかということは、私立も含めて検討する組織が必要であると思う。

#### 加藤委員

そうだと思う。本来は区の行政、区議会などで議論されることかもしれないが、先ほどから言っているように、子育て、子供の教育の問題としてどうとらえていくかが大切である。保育指針が変わり、幼稚園の教育要領に近づいてきたのである。ということは、教育の資質の問題が変わってきているので、予算をつけて量的に解決すればいいというような、今おっしゃった待機児を解消すればいいというようなことで済む問題ではなくて、保育の質をどのようにしていくかという議論を抜きにしてやれない。

#### 外松委員

教育長と加藤委員がおっしゃっていることに同感である。保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省と国のほうでも所管が違っている。しかし、実際に子供たちが小学校にあがり中学校を卒業するまでを総合的に見てとらえて、練馬区としてどのような子育ての支援していくのかということが、今後、特に大事な視点ではないかと思う。縦割りはあると思うが、それを超えて、子育てに関しては色々な分野に入り組んでいるところがあるので、重層的・総合的に見て、どのように子供たちをはぐくんでいけばよいかとい

う区としての視点がとても大事ではないかと思う。

委員長

ある児童心理学者の書いた本に、今は幼稚園と保育園と分かれているが、実際には一緒にしてやったほうが非常に効果的に教育できるのではないか、幼稚園の子供たちと保育園の子供たちがお互いに面倒を見ていくと心理的にも非常に成長していくのではないかという内容が書かれていた。

それからもう一点は、幼稚園、保育園について、今始まった国政選挙において、各政党がマニフェストに金銭的な援助ということを盛んにうたっているが、若いお母さん方の中では、金銭的な援助よりもむしろ保育園や幼稚園をたくさんつくってもらい、そこで自分たちの子供の教育をしてもらったほうがありがたいと、金銭的な援助があったとしてもすぐ使ってしまうばおしまいだという話もあるようである。

教育長

今、保育士と幼稚園の両方の免許を持っている人が増えている。

加藤委員

そうである。大学が学生を集めるためにはそれも1つの手なのである。

教育長

ほとんど今の卒業資格でそうなっている。以前は幼稚園と保育園の2つにはっきり分かれていた。

加藤委員

以前に比べれば比較的簡単に取れるようであり、単位をダブルらせて認定するようである。最終的には本人の希望であるが、2つ持っている人が多い。

教育長

保育園が幼稚園的になってきているし、幼稚園のほうも預かり保育など保育園的なものになってきている。

名前を変えたのは認定こども園であるが、名前を変えただけであって中身は変わらず、メリットもあまりないためなかなか増えない現状がある。杉並区では区立幼稚園をすべて認定こども園にし、全6園で保育を実施することになったと思う。練馬の場合には、区立幼稚園はほとんど光が丘地区にあり、光が丘地区には保育園がたくさんあるため、杉並区のようにはいかない。

委員長

区立幼稚園が光が丘地区に集中しているので、石泉地区などにもあればということをおっしやっている。

教育長

練馬区の私立幼稚園は42あるが、半分が個人立で、半分が学校法人である。個人立は不安定であるため、しっかりとした経営基盤づくりを区としても支援していかないと減っていく可能性がある。私立幼稚園は増えることはないと思う。学校法人であるとなかなかやめられないが、個人立は、いろいろな状況でやめようと思えばやめられるようなところがある。やめられてしまうと非常に困る状況になってしまうので、そのような支援も必要になってくるのではないかと。

加藤委員

幼保一元化論というのは40年も50年も前からあり、議論したら尽きないものである。幼稚園教育の重要性を訴えている人たちは、どうしても保育所的な色合いを幼稚園教育に取り入れるということについて合点がいかないわけである。そのため、認定こども園が増えないという背景があると思う。保育行政としては、保育所を増やしたり、保育所に補助金を与えたりするが、私立学校の全国的な組織などでは必ずしもそろって認定こども園になるという雰囲気には簡単にはならないと思う。長い歴史もあるし、幼稚園教育独特のよさというものもある。

青木委員

子育てをしているお母さん方にとっては、この計画の担当組織を見ても、区長部局だったり、教育委員会だったりといろいろなところに分かれているので、子供に関しては大きな窓口一本化して、そこからいろいろな担当組織に分かれてもよいのではないかと。小分けになっていることを統括的に子供に関してはここで見ようという流れがわかるような組織にしていきたいと思いつつお話を伺っていた。

委員長

ほかにどうか。

教育長

確かに、40年間ぐらい幼保一元化についていろいろ言われているが、なかなか実現できないのは、どっちもどっちということなのか。

加藤委員

そういう面もあるだろう。保育所なら保育学会というのがあるし、幼稚園でも幼稚園のそのような学会がある。子供を実際に保育所に預けているお母さんたちのグループもあれば、幼稚園に預けているお母さんたちの団体もあるため、一気に統合された幼児教育の教育施設をつくらうとしても、本当に難しいのではないかと。

教育長

認定こども園で、0歳、1歳、2歳の子供と3歳以上の子供とでは、やり方が違わなければいけないのか、あるいはどうして幼稚園は3歳からなのか。0歳から2歳までは

できないのか。それらの点についてはどうであろうか。

加藤委員

簡単に言えば、法律で決まっているためである。

教育長

どうして法律で決めているのだろうか。どこの国もそうなのか。

加藤委員

2、3日前にウィーンから来た人に聞いたら、ウィーンでは2歳も3歳も4歳も一緒だったと言っていたので、海外ではそういうこともあるのだろう。

根拠はわからないが、子供の身心の発達的に見たときに、3歳ぐらいになると友達を求めるようになる。友達を求めるようになった子供に対応するためには、友達をつくってあげなければいけないわけで、そうすると、集団的な施設に入って子供の基本的な要求を満たすと同時にそこで社会性なども教育していく。そのような教育の適時性というものもあるため、そこまで成長していない0歳児、1歳児にはそぐわないところがある。したがって、子供の発達や教育の適時性などから、3歳ぐらいがいいだろうということになったのではなかろうかと考える。「三つ子の魂」のことわざなどはそういうことから出たのかと思う。ただ、なぜ3歳からかということは、学級の定員が40人のままでいいのかということについての絶対的な教育的学説はないのと同じである。

外松委員

いつぐらいから幼稚園は3歳からというのが一般的になったのか。以前は2年保育であった。

加藤委員

確か文部省が、20年ぐらい前かそれ以前に、3歳児保育を推奨するようになった。子供がそのころはたくさんいたので、施設の問題もあるだろうし、お金の問題もあるだろうし、なかなか割り切れないところがある。

教育長

子供の発達段階から見ると、2歳からになることはないのか。

加藤委員

今は、満3歳になった時点から幼稚園に入れる。

教育長

途中から入れるということであるか。

加藤委員

そのように対応してよいということになった。以前は4月2日からつぎの年の3月31日までに生まれた子供をもって学年を構成することとなっていたが、今は、満3歳の誕生日を迎えたら幼稚園に入れるのである。

教育長

空いていけば入れるわけである。

加藤委員

そういう子供がいたら受け入れるようにということになった。

教育長

年度の途中から入ってくる子供は、実際にいるのか。

加藤委員

やっているところはあると思うが、施設の問題、対応する教師の問題などいろいろある。どのくらい実施しているかということは、個人的には知らないが、調べればわかると思う。

委員長

教育長から2歳についての話があったが、子供の成長はものすごく早い。2歳からということも今考えてよいのではないかと小児科の先生方が言っている。2歳ぐらいになると、友達を欲しがり、友達から学んでいくことも非常に多い。1歳であるともまだ無理であるがという話をしていた。子供の成長は早いので、2歳ぐらいからでも十分対応できるのではないかと思う。

加藤委員

依存と独立の学説があって、どの時期に母子分離したら一番よいかということがある。あまりに早くやったために、親の愛情を十分感じ取れず精神的な発達のうちで異常をもたらしたというような事例が報告されている。したがって、早い段階で集団的な施設へ入れることが子供の社会性、子供の育ちによいかというと、そういうことも言えない。家庭で父親、母親の愛情をたっぷり受けて育った子供のほうは精神的にもしっかりしているという主張をしている学者もたくさんいるのである。

幼児期の親子関係がその後の精神構造をつくっているとも言われているので、3歳が本当によいかというところがある。幼稚園の教育はなぜ保育と言い、教育と言わないのか。保育というのは保護育成の略である。以前の幼稚園教育要領は、1日の保育時間を4時間程度とすとなっていた。午前中4時間ぐらい集団生活をしたら、午後は家に帰って、家族と一緒に、お母さんを中心にして生活をする。そういうことの繰り返しによって子供は健全に育つという背景があったわけである。ところが、働く女性の問題などあって、その子供を預かるということで保育所ができたわけである。

そうすると、そのつぎに出てくるのが、保育所で育った子供と幼稚園で育った子供の

性格形成や学力などについてどうなのかということである。それを比較研究するのは、人権の問題などあり難しいところがある。

#### 外松委員

働く女性が今非常に増えている。保育園に小さいときから、乳児の時代から預けている母親などは、いかにして一緒にいる時間の密度を濃くするかというところにすごく心を砕いているのである。働く母親は、人に育てていただいているわが子がまともに育つのかという悩みをいつも抱えながら働き、子育てをしている。一緒に時間が多ければいい子に育つとなってしまったら、働いている母親は立つ瀬がない。忙しい中でもどうやってわが子と接してそこに心を育てていくのか。親がいろいろと受け継がれている文化的な部分を子供にどうやって伝えていくのか、身につけさせていくのかなどをサポートしていくことになるかと思う。時代の趨勢で、女性の社会進出はこれからますます多くなるだろうし、これだけ経済がグローバル化し経済状況が悪化するのも早いと、若い親たちは、共稼ぎしていかなければ生活も成り立たないという社会情勢になっているので、そのあたりを支援していくとともに、健全な子供の育成を支援していくということが課題であると考えている。

#### 青木委員

昔からPTAでも、保育園のお母さんたちと幼稚園のお母さんたちとは質が違うというような無責任な話があったりするが、保育園、学童のお母さんたちのほうが、より子供のことを一生懸命見ようというところがあるので、PTAでもとても協力的だということが話題になったりした。子供を預けなければならない保護者の方を支援することはとても大事だと思う。

#### 委員長

資料1の11ページのところに「健康と福祉分野」で、高齢者に対するサービスについての構想がある。老人医療の問題もあるだろうし、老人に関する施設をどうするのかということについてはどれくらい議論されているのだろうか。

#### 教育長

これらについては、直接は教育委員会に関係ないところである。担当部署で議論されていると思う。

#### 委員長

では報告の、はよいか。

#### 教育長

子供はどこにいようと、小学校、中学校に行くことになるので、この計画を受け、その子供たちをどういう形で練馬区として教育委員会としてもフォローして、かかわっていくかということが重要になってくる。

加藤委員

それは間違いない。

委員長

それでは、資料1に基づいて議論をしてまいったが、非常に熱の入った議論であったと思う。まだまだ議論は足りないところがあるかと思うが、ここまでとする。

それでは、報告の区立小中学校における食育推進事業について説明をお願いする。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)区立小中学校における食育推進事業について、これまでの経過、平成20年度において実施した事業の内容、今年度以降の予定について説明

委員長

ご質問等はあるか。

外松委員

今の報告で、栄養教諭、栄養士、食育推進リーダーとあったが、それぞれどのような立場の人がなり、どのような役割を担っているのか教えていただきたい。

保健給食課長

まず、栄養士についてであるが、栄養士、管理栄養士等の名称があるが、栄養計算などをするにあたり、資格としての名称が栄養士であるというようにご理解いただきたい。民間の会社等で栄養士の資格を持っている人は大勢いらっしゃると思うが、学校で一般的に言われている栄養士というのは、栄養職員という呼び方であり、栄養士の資格を持っている公務員で、行政系の職員である。

栄養教諭についてであるが、平成17年の学校教育法の改正により新しくできた制度である。栄養士の資格を持っているという前提があるが、栄養教諭は、その名称のとおり行政系の職員ではなくて教員である。これまで栄養職員が務めていたものの一部が、栄養教諭という教員の立場に変わったということである。練馬区では昨年の4月から1人、これまで栄養職員だった者が栄養教諭に立場を変えて、勤務をしている。教員であるため、授業などを単独で行うことができるわけである。これまでは、栄養職員の立場であると授業を一人で持つことができないので、給食の時間を使ったり、あるいは教員担任の方と授業を行っていたのに対し、栄養教諭としては、単独の授業を持てるし、また、栄養教諭という教員の立場で、様々な科目での食育に関する調整などを行ったり、練馬区の中で一人しかいないため様々な施策について区内の各学校に情報を提供したりしている。

続いて、食育推進リーダーについてである。資料の1の(2)で食育推進チームについて、をして若干説明を加えている。学校の中で食育推進にかかわる人を、一定数選

んでいただき、その結果を事務局に届けてもらっている。この食育推進チームのリーダーとなるのが食育推進リーダーで、それぞれの学校での食育推進に関して最終的に責任を持っていただいている方である。それぞれに担当を設定してもらい、その方を通じて食育の推進について連絡をしたり、研修を行ったりしている。

教育長

栄養教諭は練馬区で一人である。教育指導課長、栄養教諭は各区とも一人なのか、また、これ以上増えないのか。

教育指導課長

東京都で地区と数を指摘する。全区市に栄養教諭がいるわけではなく、いない区市のほうが多い状況である。

保健給食課長

東京都では、昨年度の段階で5名、今年度で16名という配属の状況である。各都府県にもよっても違っており、県によっては数100人という単位で栄養教諭が存在しているというところもある。

教育長

栄養職員は、都費の職員も区費の非常勤職員もいる。都費の教員のように栄養職員が全部の学校にいるわけではない。

委員長

栄養教諭は練馬区に一人であるか。

保健給食課長

一人である。

委員長

そうすると、この一人の方が練馬区全体の学校の食育を統括するようなかたちになるのか。

保健給食課長

理論上としてはそのような部分はある。しかし、実際には、練馬区のように学校が100以上あるところでお一人の方がどれだけ頑張れるかという部分もあるので、区に食育推進委員会という組織を設置し、食育推進事業という制度をつくり、栄養教諭が職務を遂行するにあたってできる限り補佐をしたり、支援をしたりする仕組みを実施している。

加藤委員

教育をよくしよう向上させようとして実施していることだが、特別支援教育になったときには、特別支援教育を推進するうえでの中核的な教師をコーディネーターとして位置づけた。今の栄養教諭のことがあり、また、新しい学習指導要領によると道徳教育推進教師の実施について記載がある。学校の校長も大変だろうし、なった人も大変だろうし、職務をどうやって生かしていくかというのが一番大変だと思う。教育の充実のために実施しているのだろうが、その辺の苦労は大変であろうという感想を持った。

#### 教育長

栄養教諭になったとのことであるが、その学校に他に栄養士はいるのか。

#### 保健給食課長

具体的には八坂中学校であるが、重複して配置はされないの、これまで栄養職員として配属されていたものが、名前が変わって栄養教諭になったということである。

#### 外松委員

栄養士の仕事をしながら栄養教諭の仕事もしていて、ほかの学校の食育に関する教育も見ているということである。

#### 青木委員

家庭科の先生で、専門が食物だったり、被服だったりあると思うが、家庭科の授業の中で栄養に関する専門性のある授業をした場合に、栄養教諭のいない学校では、家庭科の先生が受け持つということになるのか。

#### 保健給食課長

先ほどお話したように、従来から栄養職員は、単独で授業ができない。当然家庭科の中でも栄養素の話もあるし、保健体育の中でもそういった分野がある。そういったときに、栄養職員と一緒に巻き込む形で授業をしていくということは従来からあった。

#### 外松委員

最近は、総合的な学習の時間を通して地域の農家の方々が育てている食材に関心を持たせる教育を行っている学校も多い。

直接生産者と触れ合うとともに、その食材を食べるという分野にまで発展させている学校もある。その折りには、お母さん方に手伝っていただいたり、生産者の方々をご招待し、話を伺ったりと、机上の学びとは異なる食に関する生きた教育活動を行っている。

今回の栄養教諭の制度でより工夫された食の教育が展開されていくと考える。

#### 委員長

食育教育については、各学校で子供たちにどれぐらいのレベルまで話をされているのだろうか。

#### 教育指導課長

各学校から食に関する指導の全体計画を提出していただくことになっている。食育推進のリーダーもいるし、栄養教諭、推進委員会などでの研修もあるため、机上のものではなく、実際に地域の方をお招きして栽培からそれを取り入れて食事をともし、食べ物に感謝する、あるいは地産地消という意識を植えつけるといった具体的な指導が各学校でもなされているところである。

#### 委員長

今の子供たちは、硬いものをかまないため、あごが非常に弱くなっているということが言われているが、確かにゼリー状のものやパウダー状のものなどを食べるため、よくかんで食べないという状況にあるということも事実である。

かむという力は非常に大切なことであり、食べることだけではなく、そのような教育も子供たちにしていくということは大事である。

また、子供たちの教育もさることながら、親の子供への食に関する教育についても考えていく必要があるかと思う。

#### 教育指導課長

栄養教諭が配置されている八坂中学校が、八坂小学校、豊浜小学校とチームを組んで、保護者も交えた活動をしていることの紹介である。この夏の7月30日から5日間、サッカー部、バレー部、バドミントン部、陸上部、バスケット部、剣道部、野球部の生徒たちとその保護者130人を集めて、親子でスポーツ料理教室を行った。激しい運動をするので、タンパク質やビタミンなどについて注意しなければいけないことの講義を受け、実際にみんなで料理をつくり、昼に食し、午後に部活動に入った。このように保護者も交えた活動も行っている。

#### 委員長

給食費については未納の方がまだ結構いるのか。

#### 保健給食課長

比率としては0.1%である。特に最近増えたという傾向はないが、最近の景気の状態から来年度にかけては未納の事態が増えることも予測される。未納については、学校の先生方だけでは対応しきれない部分もあり、非常に長期にわたる滞納もあるので、ケースによるが、事務局で相談を受けたり、法的な措置についても力になりたいと考えているところである。

#### 委員長

財政上の問題もあると思うが、小学校、中学校の給食費を無料にするという国の方針があってもよいのではないかと個人的には思っている。

#### 外松委員

2の(3)の学校給食の残さい状況について、なるべく残さいはなくしていきたいところである。栄養士さんたちは、非常にその辺は苦慮し献立を立てられて、量などもいろいろ検討されていると思う。以前、練馬区内ではないが、栄養士さんとお話したときに、カロリーの設定があり、その設定目標に到達させるために、かなりの量を用意しなければならず、それが即残さいにつながっているという実態を伺ったことがある。このカロリー設定が果たして今の状況に合っているのかどうかという疑問を感じる。これだけ食糧自給率が低く、外国からたくさん輸入して食材を整えている日本で、残さいが非常に多く出るということは本当に辛いことだと思う。残さいを極力少なくして、みんな食べられるような状況にしていきたいところであるが、もともとの文部科学省が定めているカロリー設定は、果たしてどうなのかということがある。機会があれば、今の時代に合った裏づけのあるカロリー設定をしていただきたいと思います。

#### 保健給食課長

ご指摘のとおり、国あるいは東京都でカロリーや栄養素などの基準を決めていて、区ではこれに即した形で献立を作成している。実際に出前教育委員会等でも食していただいているものは、カロリー設定に基づいたものである。若干の差が日によってあったとしても、これまで私が実際に食べたり、献立を毎月チェックしたりした限りでは、カロリーの設定が高いので食べきれないほどの量を出しているというケースはそうないと思う。残さいの生じる理由としては、牛乳が典型であるが、好き嫌いで食べられないということがある。小魚やきのこと類などは、今どきの小中学生の嗜好に合わないということで、食べさせるのに工夫が要ることがあり、従来から、何とか対処したいと栄養士が苦労しているところである。

#### 委員長

今、小学校では1,300キロカロリーぐらいであるか。

#### 教育長

1食あたり680カロリーである。中学校で700から800カロリーぐらいである。

#### 委員長

それでは、の学校応援団サポート講座の実施について説明をお願いします。

#### 生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)学校応援団の人材育成のため実施する学校応援団サポート講座について、対象者、対象校・会場、講座内容、これまでの経緯および今後の予定等を説明するとともに、学校応援団の設置状況等を説明

#### 委員長

この件について質問等はあるか。

青木委員

講演内容の「気がかりな子どもへの接し方」とあるが、ひろばでは、教室の中ではなく校庭などいろいろなところで子供たちに接するのであるが、その中で気がかりな子供、例えば、しょっちゅうけんかをする子供などの様子や状況を学校へ報告する仕組みは、応援団にあるのか。

生涯学習課長

応援団の中には、学校の校長先生や副校長先生が入っている場合もたくさんある。こうしてほしいという決まりは今のところないが、そういったことが繰り返されるような子供については、学校にお話をさせていただくこともある。

委員長

ほかにはどうか。

外松委員

講座内容を伺うと、ひろば事業をよりよく展開していくうえでとても大切な事柄ばかりなので、かなり有意義な講座になるかと思う。

質問であるが、この講座の受講については、人材を育成するという観点から、ひろばスタッフ全員が参加できるのだろうか。

生涯学習課長

1つの地区の中で、今のところ講座とワークショップのコースを8から9つ考えている。講義については、比較的多くの人数が受講できるため、100名ぐらい入れるような会場を考えている。ワークショップ形式については、人数が多い場合には講座を運営するのが難しくなるので、50名程度とし、各校10名から15名ぐらいの参加を予定している。

外松委員

そうすると、ひろばスタッフの方が、参加を希望した日がひろばの実施日であったとすれば、人が足りなくなるような事態も出てきてくことが考えられる。地区の学校ごとに、どこの講座に出たいという希望を調整しながら受講していくということでしょうか。

生涯学習課長

詳細については、これからまだ詰めていくことになる。各学校の実施回数によって各校に相当違いがある。1回にあたって最低5名ぐらいはスタッフが必要となっている。組織についてもらう方、コーチをする方、全体を見る方など5名はいてほしいという形で実施している。それを1週間回していただくということになると、場合によっては30～40名のスタッフの方が地域でやったださっていることとなる。そういった中でチーフなどにまずは出ていただくなど都合に合わせて選んでいただくことになると思う。

委員長

ほかにはないか。

青木委員

このモデル事業は、地域教育支援人材の養成を目的とするものだと思うが、現在、応援団にかかわっている方は、ほかにもいろいろなことをやったうえで応援団に携わっているため、人材の養成ということからすると経験者の方も多いかと思うので、人材を発掘するという方向で何か考えていることはあるか。

生涯学習課長

対象者の で、青少年育成地区委員、青少年委員、あるいは青少年健全育成事業を担っている者等と記載があるが、先ほどお話ししたように、講義で人数を多く集められる場合には、その方々にも声をかけたい。各学校の応援団について、学校ではどのような支援が今必要とされているかといったような講義内容もあるので、そういったところに参加いただいて、少しでも広げていきたいと思っている。

委員長

ほかにはよいか。ないようであるので、その他の報告をお願いする。

庶務課長

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業である。本でご報告するのは、7月24日の第14回定例会でご報告した以後申請を受け承認したものである。都合13件の後援についてである。

以上である。

委員長

新型インフルエンザが蔓延しつつあるので、これから学校が始まるということもあり、対応を考えていく必要があるかと思っている。よろしく願います。

ほかにはないようであるので、第16回教育委員会定例会を終了する。